

級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

ア 行政職給料表

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、保健師、社会福祉士、栄養士、教諭又は保育士の職務	24	11.6%	主事	16	34	16.4%	主事級
				保健師	2			
				教諭	6			
				計	24			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保健師、社会福祉士、栄養士、教諭又は保育士の職務	10	4.8%	主事	9			
				教諭	1			
				計	10			
3級	主査の職務	88	42.3%	主査	76	88	42.3%	主査級
				保健師	5			
				教諭	5			
				保育士	1			
				社会福祉士	1			
				計	88			
4級	主幹、主任教諭又は主任保育士の職務	51	24.5%	主幹	51	51	24.5%	主幹級
				計	51			
5級	1 課長、地域局長、会計管理者、事務局長又は参事の職務 2 副課長、給食センター所長、園長、保育所長の職務	15	7.2%	副課長	13	15	7.2%	副課長級
				園長	1			
				保育所長	1			
				計	15			
				課長	4			
				計	4			
6級	困難な業務を行う課長、地域局長、会計管理者又は事務局長の職務	16	7.7%	課長	11	20	9.6%	課長級
				地域局長	2			
				会計管理者	1			
				事務局長	2			
				計	16			
合計		208	100.0%					

※上記には公営企業（病院事業、水道事業及び下水道事業）職員を含んでいます。

イ 医療職給料表(1)

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務 ○医長、副医長及び医師の職務				
2級	診療所長の職務 ○部長及び医長の職務	2	33.3%	○医長	1
				○部長	1
				計	2
3級	困難な業務を行う診療所長の職務 ○院長、副院長及び部長の職務	2	66.7%	診療所長	
				○部長	2
				計	2
合計		4	100.0%		

※上記は公営企業（病院事業、水道事業及び下水道事業）職員を含んでいます。

○は病院事業の職務及び職名

ウ 医療職給料表(2)

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	歯科診療所長の職務	1	100%	歯科診療所長	1
				計	1

エ 医療職給料表(3)

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は管理栄養士の職務				
2級	高度の知識又は経験を必要とする診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は管理栄養士の職務	1	7.1%	作業療法士	1
				計	1
3級	1 高度な業務を行う薬剤師の職務 2 特に高度な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は管理栄養士の職務	6	42.9%	理学療法士	2
				診療放射線技師	1
				臨床検査技師	1
				臨床工学技士	1
				栄養士	1
計	6				
4級	主幹の職務	6	42.9%	理学診療科長	1
				薬剤師	1
				診療放射線技師	1
				臨床工学技士	1
				臨床検査技師	2
計	6				
5級	薬局長の職務	1	7.1%	薬局長	1
				計	1
合計		14	100.0%		

※上記には公営企業（病院事業、水道事業及び下水道事業）職員を含んでいます。

在職者のいない職務の記載を一部省略しています。

オ 医療職給料表(4)

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師の職務				
2級	1 助産師又は看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務	1	2.4%	看護師	1
				計	1
3級	1 高度な業務を行う助産師又は看護師の職務 2 特に高度な業務を行う准看護師の職務	37	90.3%	助産師	7
				看護師	28
				准看護師	2
				計	37
4級	看護師長の職務	2	4.9%	看護師長	2
				計	2
5級	総看護師長の職務	1	2.4%	総看護師長	1
				計	1
合計		41	100.1%		

※上記には公営企業（病院事業、水道事業及び下水道事業）職員を含んでいます。
在職者のいない職務の記載を一部省略しています。

カ 技能労務職給料表

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	用務員及び調理員				
2級	自動車運転員等の業務に従事する者で、その就業に必要な免許等を有するもの	18	100.0%	自動車運転員	2
				技能員	4
				介護員	12
				計	18
合計		18	100.0%		

※上記には公営企業（病院事業、水道事業及び下水道事業）職員を含んでいます。